

就学の促進、③外国人学校の活用、母国政府との協力等、さらに「外国人の労働環境の改善」として、①社会保険の加入促進等、②就労の適正化のための事業主指導の強化、③雇用の安定などが打ち出されている。

その後2018年の入管法改正により、こうした政策に対する予算は大きく拡充した。政府は2018年12月25日に「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」として、本格的な外国人労働者の受入れに向けた対応を「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」として取りまとめた。そこでは、多文化共生を目指した社会づくりとともに、日本語学習充実など、生活を改善するための様々な取組が列挙されている。一連の政策パッケージに対する予算化が図られ、平成30年度補正と平成31年度予算の総額で、それまでの10倍以上となる211億円が示された。

2020年には総務省「地域における多文化共生推進プラン」の改訂が行われ、外国人住民の増加と多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性と包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応した施策の推進とともに、自治体による多文化共生推進にかかる指針・計画の策定が求められることとなった。

総務省自治行政局国際室の調査⁸によれば、2022年4月1日時点で、多文化共生推進にかかる指針・計画を策定している自治体の割合は、都道府県、政令指定都市、特別区が100%であるのに対し、一般市で75%、町で33%、村で16%となっている。多摩地域の市町村でも対応は異なっており、独自の多文化共生推進プランを策定する市町村と、国際化施策のなかで多文化共生施策を含めている市町村、また、総合計画の中に記載を盛り込んでいる市町村がある。そして、一部の多摩地域や島しょ部の市町村ではプランは策定されていない。

5. 自治体の多文化共生政策

(1) 多言語対応

自治体の多文化共生政策のなかで、大きな位置を占めるのが、言語に関するものである。第1に外国人に対する日本語教育、第2に住民への情報提供等の場面における多言語対応である。

2019年6月に日本語教育推進法制定され、国・自治体・地域が一体となって外国人に日本語を学ぶ場を用意するべく、文化庁から自治体に対する運営にかかる補助制度も創設され、少しずつ取組が広がっている。

また、多様な言語・多様なメディアによる行政や生活情報提供も進められるようになった。多言語及びやさしい日本語による広報紙の発行のほか、外国語によるコミュニティFM、通訳できる市民の登録、図書館による多言語サービスを図る自治体もみられる。

(2) 一元的相談窓口

外国人住民に日本語や日本の生活習慣への理解を求める観点から、多言語対応や相談窓口などの体制を構築する動きもある。2019年度より出入国在留管理庁は、外国人住民に対するワンストップ窓口の整備等に対する外国人受入環境整備交付金を導入している。窓口での多言語対応のための通訳やタブレットへの補助が行われており、補助制度を活用した体制整備も行われている。2020年度については、在留外国人への新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うに際し、一元的相談窓口を活用することが効果的であるとして、臨時に特別な体制をとる場合に要する経費について、交付限度額を倍増する措置がとられた。

2021年には214の自治体がこの交付金事業を通じて、窓口の整備を行っており、そのうち多摩地域では、八王子市、西東京市が交付金を活用した事業を実施している。

(3) 医療・介護

医療分野では、日本語でのやり取りが難しい患者への通訳、医療費の窓口負担についての未収金、医療・看護従事者の多文化への対応能力の向上といった人材育成などの課題が指摘されている。市町村行政が関係するのは、健康保険制度への理解と保険料徴収、公立病院での医療通訳などの場面である。介護については、外国人の高齢化率が低いという現状から、全国的に大きな課題として認識されていないが、今後、定住外国人の高齢化に伴い、介護サービス確保の課題が生じると考えられる。

(4) 教育

政府は「我が国の公立の義務教育諸学校においては、在留資格の有無を問わず、就学を希望する外国人児童生徒を日本人児童生徒と同様に無償で受け入れることとしている」（2011年12月16日衆議院内閣総理大臣答弁書）。また、文科省は2011年3月に「外国人児童生徒の受入れの手引き」を作成し、日本語指導の問題にとどまらず、在籍の子どもを含めた全体における多様性を肯定し、尊重する教育の必要性をうたっている。しかしながら、日本の法律では外国人に教育を受けさせる義務はないため、就学を希望しない場合には、学校側から積極的に対応しないことにより不就学者が生まれてきた。

自治体のなかには、対象世帯への全戸訪問など独自の政策を打ち出し、外国人児童生徒の支援に取り組むところもある⁹。

また、外国人児童・生徒に対する日本語指導や生活指導の必要性も指摘されている¹⁰。自治体のなかでは、外国人児童・生徒の学校教育で必要な生活指導・日本語指導を行う場を設置し、日本語や日本の生活習慣に対する個別の指導を行う取組も進められている¹¹。

6. むすびにかえて

以上、外国人住民の増加に伴う自治体の対応について概観した。多言語対応や一元的相談窓口での対応を図るための環境整備が進められている。本稿では触れていないが、従前から多くの外国人住民が居住してきた自治体では、こうした多言語での情報提供や、通訳による支援のみならず、教育や社会保障について、現場レベルで外国籍の人々への支援を模索してきた歴史がある。さらに参政権の制約がある外国人の政治参加の機会を作るなど、増大する外国人住民の福祉の推進に向けて、さまざまな対応を図ってきた。

人口減少時代における地域の担い手確保に向けて、多様な職種で外国人材に期待する動きが進む。今後円安の進行に伴い、海外からの観光客の増加が進めば、外国人による国内不動産等の所有や経営も増えてくると考えられる。自治体の人口減少対策、産業振興策、地域開発の在り方が、近い将来の外国人住民の数や構成にも影響を与える。人口減少時代の地域の担い手をどのように確保するのか。わがまちにおける多文化共生のかたちをどのように構築するのか。自治体には、こうした戦略を意識した地域の将来ビジョンや計画を考えることが求められている。

8 総務省自治行政局国際室（2022）「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」より。

9 例えば静岡県浜松市では「不就学ゼロ作戦」を展開している。市教育総務課から国際課、国際交流協会へと調査リストを送付し、通訳を伴い727名の全戸訪問が実施され、課題の洗い出しとともに対応が図られてきた。

10 文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、2018年度において、公立学校で学ぶ外国籍児童生

徒のうち4万755人が日本語指導を必要としているが、その約2割は日本語指導等特別な指導を受けていないことが明らかになっている。

11 愛知県可児市の「ばら教室KANI」、岐阜県美濃加茂市の「のぞみ教室」、横浜市の「ひまわり」など、それぞれ特徴を持った支援を行っている。